

医療措置協定に係る事前調査Q&A

※追加分は赤字

分類	No	質問日	質問	回答
電子申請	1	8月3日	「有床診療所」への質問項目について、無床診療所の場合、全ての項目に「0」を記入すればよいのでしょうか。	御認識のとおり。
電子申請	2	8月4日	「協力医療機関」と「診療・検査医療機関」を説明してください。	「協力医療機関」とは、「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」のことを指します。 また、新型コロナウイルス感染症に係る診療および検査ができる医療機関について、5類化以前は「診療・検査医療機関」、5類化後は「外来対応医療機関」という名称になっております。
電子申請	3	8月4日	医療機関コードについて、当院の医療機関コードは9桁で10桁にならないがどのように入力すればよいのか。	医療機関コードは10桁で構成されており、京都府内の場合、最初の2桁（都道府県番号）が「26」、3桁目（点数区分コード）が、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護ステーションは「6」となり、以降の7桁がレセプト請求の際に使用されるコードです。
全般	1		この調査の回答は必須か。 回答した内容がそのまま医療措置協定の内容となるのか。	本調査の結果をもとに協定締結に向けた協議を行うほか、今年度改定する感染症予防計画に設定する数値目標の基礎データになりますので、調査へのご理解・ご協力をお願い致します。 なお、あくまでも回答内容をベースに協議を行いますので、今回ご回答いただく内容で、協定締結内容が確定するわけではありません。
全般	2		医療措置協定を締結すると、何か制限があるのか。 締結に関してインセンティブはあるのか。	協定締結医療機関は、新感染症が発生した際、都道府県からの要請により入院・外来医療等を提供いただきます。 協定締結医療機関に対しては、協定締結医療機関の設置に要する費用補助（設備整備費）、個人防護具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助、新型コロナ対応時の病床確保料のような補助等が厚生労働省において検討中であるほか、流行初期期間に感染症の医療を提供いただく協定締結医療機関については、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置※）の対象となります。 ※感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払うもの。

医療措置協定に係る事前調査Q&A

※追加分は赤字

分類	No	質問日	質問	回答
全般	3		協定の内容に違反したら、罰則規定等はあるのか。	協定書第8条において、協定を締結した医療機関が正当な理由なく措置を講じない場合、勧告・指示・公表の措置の対象となる旨規定されています。 但し、勧告・指示等の措置の実施に当たっては、措置を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行い、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や代替手段の有無等を総合的に考慮して、慎重に判断することとされています。 また、都道府県において勧告・指示・公表の是非の判断に当たっては、都道府県医療審議会等の意見を聴取するなど、手続きの透明性の確保が求められています。
全般	4		協定を締結したら、医療機関名が公表されるのか。	感染症法第36条の3第5項の規定により、知事は協定を締結したときは、インターネットなどにより協定の内容を公表することが規定されています。
全般	5		協定の内容に変更が生じた場合は、協定書の変更が必要なのか。	確保病床数等の協定書の内容に変更が生じた場合は、協定書の変更が必要とされています（小さな変更の場合は双方に変更の記録を残せば協定の変更までは不要）。 協定締結後、その内容に変更が生じた場合は京都府へ御連絡ください。
全般	6		協定の締結は、管理者ではなく開設者とできないのか。	感染症法上、医療機関の管理者と協定を締結する必要があります。
全般	7		医療機関の管理者が変わった場合、協定を再締結する必要があるのか。	協定に基づく権利義務は、管理者が変わった場合でも承継され、協定の再締結は不要とされています。
全般	8		協定締結に当たって、施設の人数的な制約はないか（常勤の医療従事者〇人以上等）。	ありません。
全般	9		ある分野に特化した病院（例えば精神科）の場合、締結する協定の項目（病床・発熱外来）は、その分野の患者のみを対象とした内容の者とすることは可能か。	問題ありません。
全般	10		現行の感染症指定医療機関の感染症病床は、協定の対象になるのか。	感染症病床は協定の対象外ですが、それ以外の一般病床部分等を感染症まん延時に転換してより多くの医療提供を行っていただける場合、その部分が協定の対象になります。

医療措置協定に係る事前調査Q&A

※追加分は赤字

分類	No	質問日	質問	回答
全般	11		現行の感染症指定医療機関はどのような内容が協定締結の対象となるのか。	感染症病床以外の病床確保の他、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、人材派遣、個人防護具の備蓄が協定締結の対象になります（後方支援については、感染症指定医療機関にはあまり想定されませんが、対象ではあります）。
全般	12	8月16日	当院は令和5年5月以降に開院したため、記載要領にある時期の新型コロナ対応の実績値がございませんが、どのように回答すれば良いでしょうか。	（実績がある医療機関については、可能な限りで、その最大値を目標値としていただきたいと考えており、）新しい医療機関様においては、実績に関する問については、「0」としていただき、その他の問については、現時点で想定される数値（対応可能と予想される概算値）でご回答願います。
病床の確保	1		新型コロナ対応時、病床確保はしていなかったが、自院における入院患者が陽性になった際はそのまま入院対応としていた。自院にかかっている患者（かかりつけ患者）に限って病床確保が可能な場合も、協定締結の対象になるのか。	本調査には対応可能な病床数を記入ください。 なお、かかりつけ患者に限って対応が可能な場合、協定書に補足を加えたうえで協定を締結する可能性があります。
病床の確保	2	8月4日	当院は、令和5年5月8日以降に病床を確保したため、2020年12月時点では確保数が0だが、その場合、【流行初期】（発生公表後3か月まで）の病床数は、どのように回答すればよいでしょうか。「0」でよいのでしょうか。	今後、新興感染症が発生したと想定したうえで、その発生公表後3か月までに対応可能な確保病床数を記載するようにしてください。
病床の確保	3	8月23日	1 新型コロナ対応の実績確認 (1) 令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数について、院内で入院患者に発生した新型コロナウイルス感染症の方も含めて計上すべきでしょうか。	院内で入院患者に発生した分は含めず、確保されていた病床数をご回答ください。
病床の確保	4	8月23日	(2) 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるかについて、当院は「みなし協力医療機関」でしたが、「有」になるのでしょうか。	「みなし協力医療機関」であれば、「有」とご回答ください。

医療措置協定に係る事前調査Q&A

※追加分は赤字

分類	No	質問日	質問	回答
病床の確保	5	8月24日	病床確保の項目について、実績通りの記載で良いのか、また現行受け入れを行える想定数（初期・初期以降）を記載すれば良いのでしょうか。	コロナの実績はあくまで参考としていただき、ご回答いただく際は、現行受け入れを行える想定数（初期・初期以降）をご回答ください。
発熱外来	1		新型コロナ対応時は、抗原定性検査が主流であったが、核酸検出検査のみとなっているのはなぜか。	次の感染症危機時において、抗原定性検査キットが実用化されれば当然活用されることとなりますが、新型コロナの経験を踏まえると、その実用化には一定の時間がかかることが想定されるため、協定においては【流行初期】【流行初期以降】ともに、核酸検出検査のみの対応見込みとされています。
発熱外来	2		検査方法は、抗原検査のみを実施する場合は対応可能か。	検査方法はPCR法を想定しているため、抗原検査のみなら0と記載してください。
発熱外来	3	8月27日	検査に関しては『抗原定性検査』で対応しているため、核酸検出検査は対応していないため『0件』と記載すべきでしょうか（Q&Aでは対象は核酸検出検査のみの対応見込みとございます）	核酸検出検査に対応されていない場合は、「0件」と記載をお願いいたします。
自宅療養者への医療の提供	1		医療機関におけるオンライン診療には電話は含まれるのか。	含まれます。
自宅療養者への医療の提供	2		薬局のオンライン服薬指導には電話は含まれるのか。	含まれます。
自宅療養者への医療の提供	3	8月15日	【流行初期以降】（発生公表後6ヶ月まで）において、自宅療養者対応の数値を回答してくださいとは、発生後6カ月間、一日何人のコロナ感染者の対応が出来るか、という意味でしょうか。	流行初期は、発生公表後3か月まで、流行初期以降は、発生公表後3か月～6ヶ月までを指します。質問については、流行初期以降（発生公表後4か月～6ヶ月の期間です）に、1日何人のコロナ対応ができるかという意味です。
人材派遣	1		ワクチン接種の打ち手の派遣は、「感染症医療担当従事者」と「感染症予防等業務対応関係者」のどちらに該当するのか。	今回の調査でお伺いしている「感染症医療担当従事者」・「感染症予防等業務対応関係者」には、ワクチン接種の打ち手は含まれません。
個人防護具の備蓄	1		個人防護具の購入は補助がでるのか。	個人防護具の購入費は各機関にご負担いただくことを想定しています。個人防護具は、平素から備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場でも使用する回転型の運営が望ましいとされています。なお、個人防護具の保管に係る保管施設整備については、国において現在支援が検討されているところです。

医療措置協定に係る事前調査Q&A

※追加分は赤字

分類	No	質問日	質問	回答
個人防護具の備蓄	2		個人防護具の備蓄方法は、物資の取引先と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることも可能か。	備蓄の運営方法は、各機関において物資を備蓄いただくことが望ましいですが、それが困難な場合は、優先供給契約により感染症有事の優先供給を約定しておくことでも可能とされています。
個人防護具の備蓄	3	8月22日	資材の備蓄について、コロナがピークであった2022年7月・8月の2か月の消費量（最大値）を記入すればよろしいでしょうか。 コロナ対応での平均的な使用量2か月分を設定とありますが、具体的な期間があればご教示願います。	使用量2 ヶ月分については、これまでのコロナ対応での平均的な使用量で2 ヶ月分を設定することとされており、特定の感染の波における使用量での2 ヶ月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で2 ヶ月分を設定することとされておりますので、可能な限り平均値でご回答ください。
個人防護具の備蓄	4	8月22日	備蓄は2か月分を推奨となっておりますが、今回協定を締結した場合、2か月分は備蓄をしないといけなくなりますでしょうか。	医療機関が設定する備蓄量（使用量1 ヶ月分）で協定を定めることができますので、2か月分を備蓄をしないといけなくなる訳ではございません。
個人防護具の備蓄	5	8月27日	個人防護具の備蓄に関して 新規開業で備蓄はないのですが、記入必要でしょうか？	備蓄予定がございましたらご記入いただければと思いますので、備蓄がない場合は、「0」とご記入ください。